

大分県太陽光共同購入事業に係る企画提案協議募集要項

1 目的

本県と協定を締結した支援事業者（以下「支援事業者」という。）が太陽光発電設備や蓄電池の購入希望者を募り、一括して調達することで、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等導入時の初期費用の低減を図る。これにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図り、家庭部門における温室効果ガスの排出を削減することを目的とする。

2 事業概要

本事業の実施内容等は、別添大分県太陽光共同購入事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(1) 支援事業者の役割

支援事業者は、県と本事業に関する協定を締結した上で、仕様書に従い広告宣伝による購入希望者の募集、太陽光発電設備等の調達及び設置に係る販売施工事業者（以下「施工事業者」という。）の公募及び選定や入札を行い、購入希望者と施工事業者のマッチング等を実施すること。

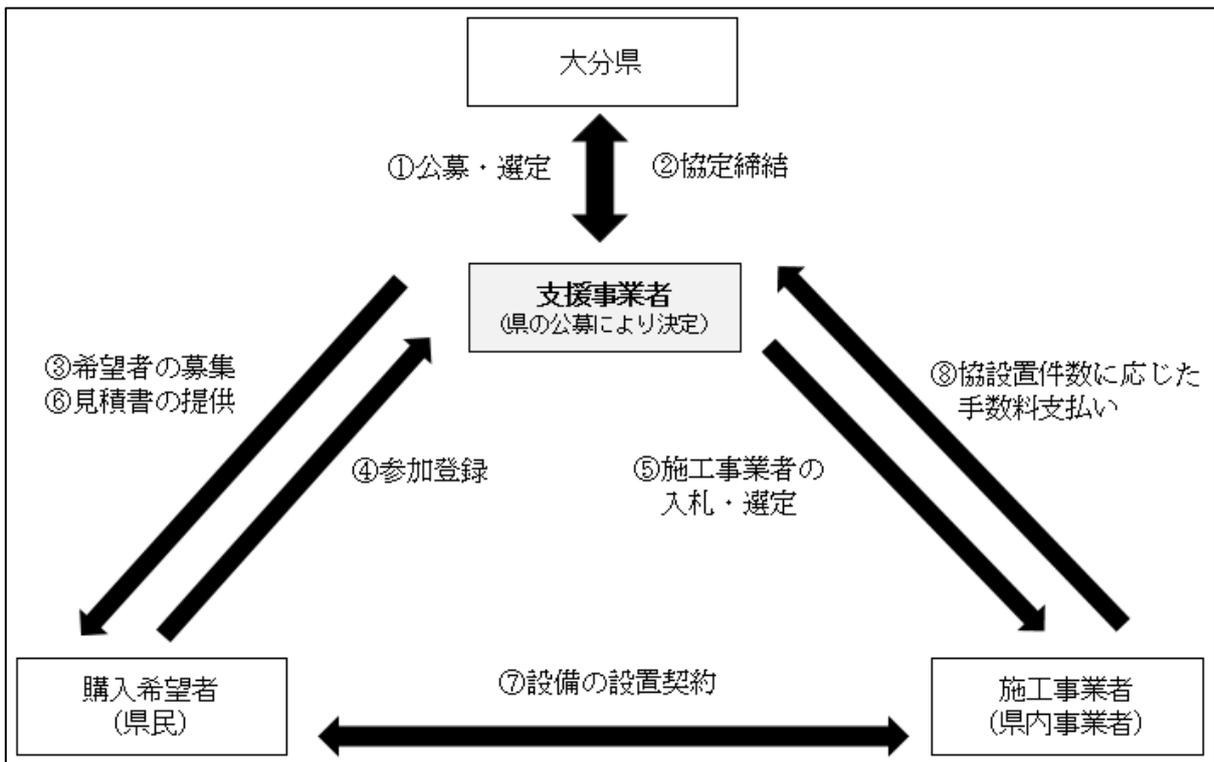
(2) 事業実施範囲

大分県全域において広く実施すること。

(3) 事業実施に係る費用

本事業に要する経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の施工事業者から得る契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

【事業概略図（参考）】



3 参加資格

企画提案競技参加者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。または、同等の資質を有する者。
- (3) 本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 参加申込書

(1) 参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式1）をE-mailで提出すること。件名は「(参加申込) 大分県太陽光共同購入事業」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること

(2) 参加申込書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和6年12月27日（金）17時まで
- イ 提出先 「13 連絡・問合せ先」

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年1月22日（水）までに「辞退届」（様式2）を提出すること。

5 日程（予定）

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 公告（企画提案募集開始） | 令和6年12月18日（水） |
| (2) 参加申込期限 | 令和6年12月27日（金） |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年12月25日（水） |
| (4) 企画関係書類提出期限 | 令和7年1月22日（水） |
| (5) 審査会開催日 | 令和7年1月下旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年1月下旬 |
| (7) 県と支援事業者の協定締結 | 令和7年2月頃 |

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式3）にて行うものとし、質問書は E-mail で提出すること。件名は「(質問) 大分県太陽光共同購入事業」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和6年12月25日（水）17時まで
イ 提出先 「13 連絡・問合せ先」

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年12月27日（金）までに企画提案競技参加者全員に E-mail にて共有する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書及び資格審査書類の提出

企画提案競技参加者は、次に掲げる書類を作成し、令和7年1月22日（水）17時までに、E-mail で提出すること。

ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

ア 企画提案書：各1部

① 企画提案書	<ul style="list-style-type: none">・仕様書に沿って、大分県太陽光共同購入支援を目的とする本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。・提案書の作成にあたっては、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは注釈を付すこと。・提案者の企画提案内容の補足説明のため、必要に応じて資料（A4サイズ。任意様式）を提出してもよい。	様式4
② 事業者(団体)概要	<ul style="list-style-type: none">・事業者(団体)の概要について、様式5に沿って記載すること。・直近の決算書を添付すること。	様式5

③ 実施体制調書	・本業務に関わる予定職員の所属、氏名等を様式6に記載すること。	様式6
④ 業務実績書	これまで（概ね5年以内）の実績について、記載すること。	様式7

- イ 企画提案競技参加資格確認申請書及び誓約書（様式8）：1部
ウ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類、写しでも可）：1部
エ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。
- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書
 - ・取扱商品等調書
 - ・納税証明書（県税）
 - ・納税証明書（地方消費税）
 - ・登記簿謄本
 - ・定款（写し）

(2) 企画提案書作成上の注意

- ア A4サイズとする。
イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載すること。
ウ 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。
エ 企画提案書等の枚数は、20枚以内とすること。

(3) 提出方法

提出先にE-mailで提出すること。送付後は、当課に連絡すること。

(4) 提出先

「13 連絡・問合せ先」

8 審査及び結果通知

(1) 審査の方法について

審査は、別途定める審査委員会で企画提案書及びプレゼンテーションにより行い、最優秀提案1件を選定する。

(2) 審査委員会における審査は、下記「9 審査基準」に基づき評価する。

(3) 審査委員会は、オンラインにて行う。

ア 日時

令和7年1月下旬（予定）

※決定次第お知らせする。

イ 時間配分

プレゼンテーション15分以内、委員から質疑15分程度を予定

ウ オンラインの方法について

Zoomのオンライン会議サービスを使用して実施する。大分県が主催者として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備すること。

(4) その他注意事項

ア 補完資料について

説明にあたっての補完的な資料の追加は認めない。

イ 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(5) 審査結果について

審査結果は、審査会終了後5日後を目処に審査委員会に関係する全ての企画提案者に対して E-mail により通知する。

(6) 最優秀提案を行った者を候補者とする。ただし、候補者との協定が成立しない場合は次点の提案を行った者を候補者とする。また、候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、協定を締結しない。なお、協定締結後に判明したときは、当該協定を無効とする。

(7) 提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が7割以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を支援事業者として決定する。

(8) 提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

9 審査基準

次のとおり、審査項目について、採点基準により採点し、総合点を集計する。

評価項目		評価基準	配点
事業内容	購入希望者の募集 (広告宣伝)	・より多くの購入希望者が集まる効果的、効率的な広告宣伝の手法(使用する媒体)や内容となっているか。 ・購入希望者への情報提供・説明が効果的になされる創意工夫があるか。	30
	施工事業者の選定	・財務状況、人員、施工実績等を考慮して、より経済的かつ安全に太陽光発電設備等を設置できる施工事業者の選定方法がとられているか。	20
	施工検査	・太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。	10
	問合せ対応 (コールセンターの設置等)	・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。	10
	リスク管理	・想定されるリスクへの対応策が講じられているか(購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の余剰在庫を防止する方策、個人情報管理の方策等)	10
事業主体	事業実施体制	・本事業の遂行が可能な人員が確保されているか。 また、実現可能なスケジュールとなっているか。	10

	実績	・同種業務の実績を十分に持ち合わせており、知見があるか。	10
合 計			100

10 失格事項

次にいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ア この要件に定めた資格・要件が備わっていないとき
- イ 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- エ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- オ 選考の公平性を害する行為があったとき

11 協定の締結

(1) 協定の締結

県と支援事業者の協定の内容については、別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結する。なお、協議が整わない場合は、審査の次点者を支援事業者とし、同様の手続きを行う。

(2) 協定期間

- ア 協定締結日から令和8年3月31日までとする。
- イ 太陽光発電設備等の設置に係る工事完了の日が令和8年3月31日以降となる場合は、県との協議により協定期間を工事完了の日まで延長することができることとする。
- ウ 事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間継続することとし、以後も同様とする。

12 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に係る経費（企画提案書等の作成、提出、審査会参加等に要する経費）は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- (6) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。
- (7) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (8) この要項に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

13 連絡・問合せ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

TEL 097-506-3033

FAX 097-506-1749

e-mail a13090@pref.oita.lg.jp